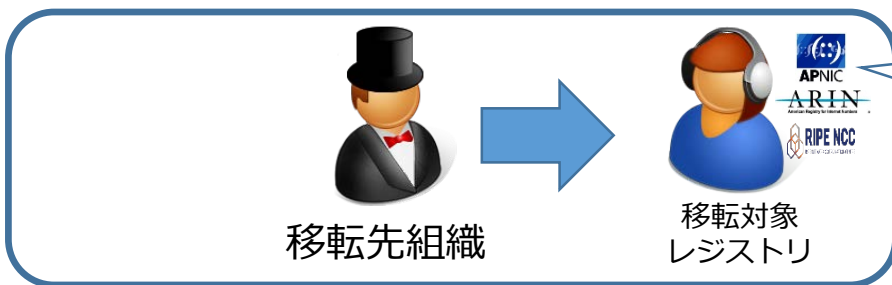


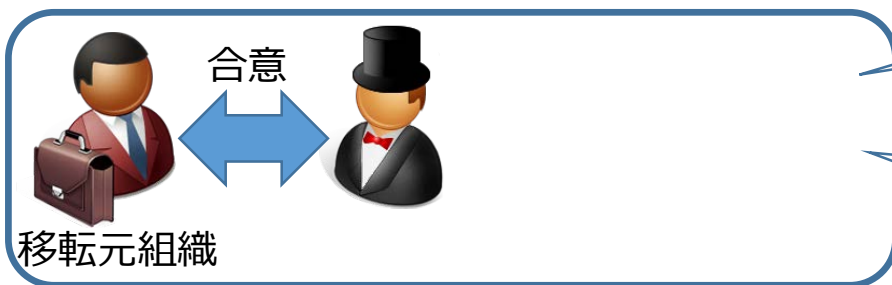
①利用予定のIPv4アドレスサイズに関する審議を受ける

申請時のポイント



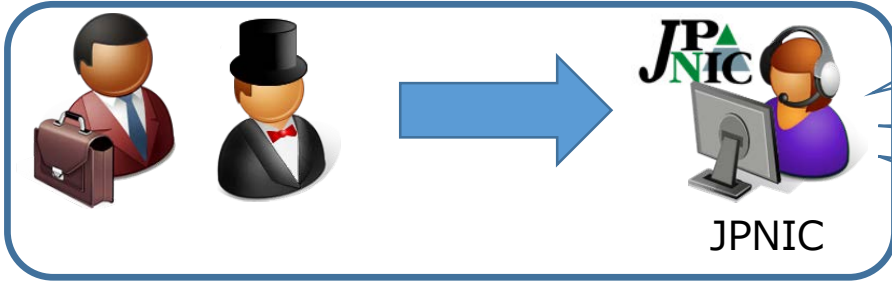
JPNIC管理のIPv4アドレスを、移転対象レジストリへ移転する際には原則として、移転対象レジストリの定める期間内での程度IPv4アドレスを利用するかどうかの確認を受ける必要があります。手続きの詳細については、ご自身にて移転対象レジストリまでご確認ください。

②移転について両者合意・必要書類作成



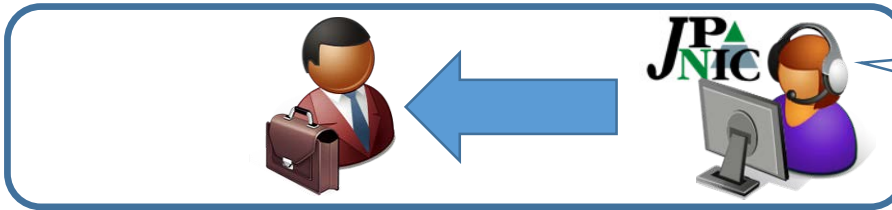
移転元と移転先が合意した条件についてはJPNICでは関与しませんが、両者で十分に調整を行ってください。
移転申請書の記入内容とデータベース登録情報が一致することを必ず確認してください。一致しない場合には、移転申請書の再提出やデータベース登録情報の変更をお願いする場合があります。

③JPNICに必要書類提出(郵送)



移転申請書と、移転申請書に捺印した代表者印の印鑑証明書(発行日から3ヶ月以内の原本)をご提出ください。
提出した印鑑証明書の有効期間内に移転申請を再度提出する場合、別の申請では印鑑証明書の提出省略が可能です。
提出は、移転元、移転先のいずれからでも構いません。
移転元がIPアドレス・AS番号維持料をお支払いいただけていない場合、必要書類の提出前までにお支払ください。支払期日前であっても同様です。

④JPNICから留意事項の確認(電子メール)



データベース登録情報や逆引きゾーンの委任に関する情報の引継ぎなど、移転申請に際してご留意いただきたい事項をお知らせします。
留意事項に了承いただける場合には、その旨をJPNICまでお知らせください

⑤JPNICにて申請内容確認



申請内容の確認が終わりましたら、JPNICからその旨をお知らせします。

⑥(該当者のみ)移転後に必要な手続きを行う



解約手続き、移転完了後に残すIPアドレスに関する確認書の再提出など、JPNICから必要な手続きをご案内します。案内に従って、必要な手続きを行ってください。
「④JPNICから留意事項の確認」の際に、必要な手続きについてあらかじめ質問いただいても構いません。

⑦移転対象レジストリに対して連絡



JPNICから移転対象レジストリに対して、対象IPv4アドレスの移転を承認するよう連絡を行います

⑧(該当者のみ)移転後に必要な手続きを行う



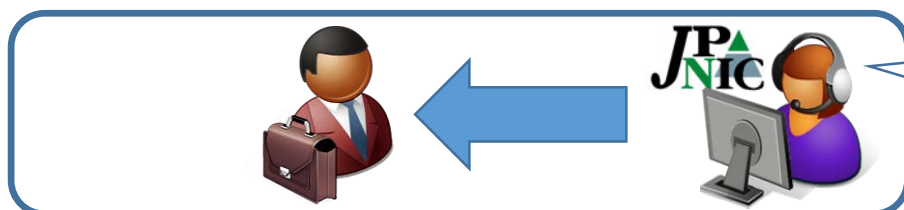
JPNIC管理のIPv4アドレス移転について、移転対象レジストリから移転先組織の担当者に連絡が行われます。移転対象レジストリからの案内に従って、必要な手続きを行ってください。

⑨JPNICに対して移転承認を通知



移転対象レジストリにおいて必要な手続きが完了後、移転対象レジストリからJPNICに対して、対象IPv4アドレスの移転を承認する旨の連絡が行われます。

⑩ JPNICから移転予定日の通知



通知の内容を確認して問題がなければ、JPNICへの返信は必要ありません。なお、通知された移転予定日は、原則として変更できません。

意図しない移転申請であるなど、各組織において不明の点は、移転予定日の前日までにJPNICまでご連絡ください。

⑪ 移転日が到来し、データベース変更処理を実施

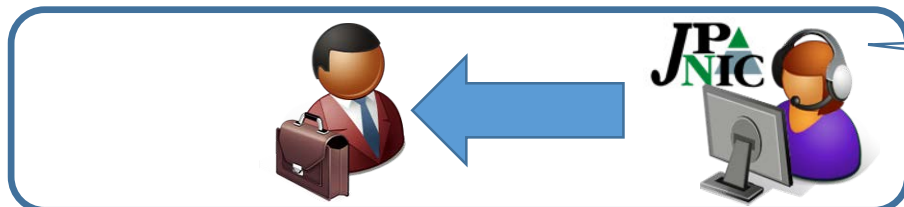


データベース登録情報や逆引きゾーンの委任に関する情報の変更・削除を行い、担当者にその旨をお知らせします。データベース登録情報については、WHOISで確認してください。

JPNIC Webページで申請内容を公開します。

<https://www.nic.ad.jp/ja/ip/ipv4transfer-log.html>

⑫ JPNICから移転完了通知書を送付(書面・電子メール)



資源管理情報中の[資源管理責任者]にご連絡します。この通知を受領した時点で移転申請は終了です。